

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第21条第2項の規定により作成することとしている審理員となるべき者の名簿を変更したので、多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第18条第4項の規定により公表する。

令和6年4月1日

多治見市長 高木 貴行

多治見市是正請求手続条例第21条第2項に規定する審理員候補者の名簿

指名の順位	補職名	氏名
1	総務課長	福田 康仁
1	企画防災課長	皆元 健一
3	財政課長	小栗 利広
3	新庁舎建設事務局長	長谷川 昭治
3	道路河川課長	岡田 英隆
3	人事課長	水野 琢也
3	公共施設管理課長	杉村 哲也
3	教育総務課長	山本 元太郎
3	環境課長	山田 直子
3	都市政策課長	小玉 淳

備考

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に規定する審理員となるべき者の名簿と兼ねる。